

○国土交通省告示第二百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（公庄地区・京都府福知山市大江町蓼原小字新割地内から同市大江町公庄小字六日口地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 京都府福知山市大江町蓼原小字新割、小字ユリ前、小字捨分物及び小字サイカセ並びに大江町公庄小字落谷前、小字新田、小字下嶋、小字中島、小字クルズ、小字行綱、小字志鰯、小字川尻、小字蛸田、小字横田、小字上蛸田、小字ヒノロ、小字ヒノロノ下、小字大町、小字家ノ下、小字大橋及び小字六日口地内

2 使用の部分 京都府福知山市大江町蓼原小字サイカセ並びに大江町公庄小字落谷前及び小字新田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府福知山市大江町蓼原小字新割地内から同市大江町公庄小字六日口地内までの由良川左岸延長2.4kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（公庄地区）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川由良川水系由良川水防災対策事業（公庄地区）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川由良川水系由良川（以下「由良川」という。）は、京都府、滋賀県及び福井県との府県境に位置する三国岳を水源とし、支川高屋川、支川上林川等と合流しながら、福知山盆地を貫流し、支川土師川と合流し、日本海へ注ぐ幹川流路延長146km、流域面積1,880km²に及ぶ河川である。

由良川は、その流域に福知山市の市街地などを擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は、年平均降雨量が2,000mmに達し、上流部は河床が急勾配である一方、中流部及び下流部は緩勾配で河道断面積が不足していることなどから、上流部で降った雨が下流部に集まりやすい地形となっており、豪雨による洪水から、たびたび浸水被害が発生している。昭和28年9月には由良川流域で戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月の洪水により、死者5名、床上浸水家屋1,251戸、床下浸水家屋418戸の甚大な被害が発生している。

由良川水系の治水対策は、平成11年12月に由良川水系河川整備基本方針が、平成25年6月に由良川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定（変更）され、整備計画に基づき、昭和28年9月の戦後最大規模の洪水に対応し、主要地点である天津上における目標流量5,800m³/秒（以下「本件目標流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、輪中堤により住家を水害から防御し、本件目標流量を安全に流下させるために計画された水防災対策事業であり、本件事業の完成により、既に完成している輪中堤の他の区間等と一体となって本件目標流量を安全に流下させることにより、流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振

動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成25年8月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカザ、メダカ及びカマキリ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トノサマガエル、クロマルハナバチ、アブラボテ及びモノアラガイ等が確認されている。アカザ、カマキリ、ミサゴ、トノサマガエル、クロマルハナバチ、アブラボテ及びモノアラガイについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。水路に生息するメダカについては、生息環境が一部改変されることから、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びカワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、輪中堤により住家を水害から防御し、本件目標流量を安全に流下させることを主な目的として築堤を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、申請案のほか、申請案より山側に築堤する案及びそれらの中間に築堤する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの支障物件がないこと、隣接する鉄道敷地の地盤改良の必要がなく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、無堤で河道が狭小なことから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、本件目標流量を安全に流下させ、流下能力の向上を図るため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、福知山市長を会長とする由良川治水促進同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 京都府福知山市役所